

高体連主催試合個人参加規定

岐阜県高体連テニス部

1. はじめに

高体連のねらいの中には「望ましい人間関係のもとで自分の個性をさらに伸ばし、自己を鍛え、たくましく生きる力を養う」ことがあり、「高校生同士がスポーツの力と技を競い合い、高め合うことができれば、競技力の向上はもとより人間性を高めその育成を図る上で大きな意義がある」と述べています。このねらいに従って日々、活動しているのが部活動であり、その成果を発揮しあうのが高体連主催試合と言うこともできます。テニス部のない学校の生徒に個人参加を認めているのは、上に述べた高体連のねらいを実現していく部活動を増やし、団体戦に参加できる学校（テニス部）を多くしていきたいという願いに基づいています。また、個人参加の際に補助員の帯同を義務付けているのは、補助員として参加した生徒がテニスに興味を持ち、選手として参加した生徒と一緒にテニス部を創設するきっかけになってほしいからです。

また、テニスは個人スポーツですが、競技力向上にはよき指導者と仲間が必要ですし、試合においては対戦相手に加え、補助員や大会運営担当者等が必要であるように、一人だけでは何もできないのも事実です。高体連主催試合は各学校のテニス部（の部員および顧問の先生）の協力なしには成立しません。テニス部に属さない個人の場合、試合運営等への協力が十分望めない代わりに、試合進行へは最大限に協力していただきたいと考え、この規定を定めています。

2. 対象となる試合および種目

次の試合の個人戦（シングルスおよびダブルス）

- (1) 県総体（IH県予選）およびその地区予選
- (2) 県新人大会およびその地区予選
- (3) 高体連テニス部強化合同練習会（シングルス・ダブルス）

3. 個人参加の定義

個人参加とは、正規の部活動（部に準ずる同好会等も含む。以下同じ）としてのテニス部をもたない学校の生徒が、上記2の試合に参加することを言う。

4. 個人参加の条件

次に示す条件がそろわない場合、個人参加は認めない。

また、参加条件を満たしていることを確認するため、個人参加申請書（別紙様式）を通常の参加申込書に添えて、申込期限内に県委員長（地区予選の場合は地区委員長）へ提出する。

- (1) 所属する高校の学校長の参加許可を得る。
- (2) 所属する高校の専任教員が引率し、部顧問同等の引率責任を負う。（以下、この引率者を引率責任者と呼ぶ。詳細は5に示す）
- (3) 必要な業務を遂行可能な補助員生徒（審判員およびボールパーソン）を、同校生徒より必要人数帯同する。（詳細は7に示す）

5. 引率責任者の任務

- (1) 地区および県の顧問会議（前年度最後の会議、および、参加する年度の会議）に出席する。
（正当な理由なく欠席した場合、個人参加を認めない）
- (2) 必要な書類手続きを滞りなく行う。
- (3) 申し合わせ事項、要項や顧問会議等で示された内容に従い、必要なことを参加生徒（選手および補助員生徒）に伝えておくなどの事前指導を行う。
- (4) 7に示す任務を遂行できるように、補助員生徒を事前に指導する。
また、試合当日、補助員生徒を必要人数以上そろえる。
- (5) 参加する試合の引率をする。（試合当日、引率責任者がいない場合は失格にする）
- (6) 県総体および県新人大会では、割当に従ってコート・レフェリーを務める。（服装は、テニスにふさわしいものを着用する）

6. 参加生徒の任務と責任

- (1) JTAおよび高体連テニス部のルールに従って試合を行う。
- (2) 引率責任者から、5の(3)に示す事前指導を受ける。
- (3) 5の(4)に示す内容について、引率責任者に協力する。

7. 補助員生徒の人数と任務

- (1) 2の(1), (2)については、シングルス参加1名につき補助員生徒2名（審判員1名とボールパーソン1名）、ダブルス参加1組につき補助員生徒1名（審判員）を帯同する。（参加が複数の場合、補助員生徒も参加数に応じて増やす）
また、試合当日、補助員生徒が必要人数だけそろっていない場合、失格とする。
2の(3)については、補助員生徒を帯同する必要はない。
- (2) 補助員生徒のうち審判員は、JTAおよび高体連テニス部のルールに従って1人制の主審を務めることのできる生徒に限る。（この条件を満たす生徒を帯同できない場合、試合への参加は認めない）
2年生以上の場合、審判講習会（1年次の2月頃開催）に参加した生徒を原則とする。
- (3) 補助員生徒のうちボールパーソンは、JTAおよび高体連テニス部のルールに従ってシングルス
のボールパーソンを務めることのできる生徒に限る。（この条件を満たす生徒を帯同できない場
合、試合への参加は認めない）
2年生以上の場合、審判講習会（1年次の2月頃開催）に参加した生徒が望ましい。
- (4) 補助員生徒の服装は、選手に準ずる。

8. 規定の発効と改定

- (1) この規定は、平成21年度（平成21年4月1日）から発効する。
- (2) この規定は、理事会での審議・承認の後、顧問総会（通常2月開催）の承認を経て、次年度から改定することができる。
ただし、緊急性がある場合、理事会の承認のみで改定することができる。

(様式)

高体連主催試合
個人参加申請書

岐阜県高等学校体育連盟
テニス専門部長

様

学校名 高等学校
学校長 印

高体連主催試合個人参加規定に従い、下表の通り個人参加を申請します。

引率責任者	職名 () 氏名 (<input type="checkbox"/>)
帯同補助員人数	_____ 名 (内、審判を務めることが可能な者は _____ 名)
承諾確認	() 学校長・引率責任者とも、高体連主催試合個人参加規定を承諾

※ 高体連主催試合個人参加規定を精読し、承諾確認欄の () 内に○を付けてください。
なお、不明な点は、県委員長へお尋ねください。